

職業訓練法人 キャリアバンク職業訓練協会
外国人技能実習制度 監理団体の業務に関する規定

第1条 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、当協会が監理団体として定款第4条第六号に掲げる事業（以下「外国人技能実習生共同受入事業」という。）の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって外国人技能実習生共同受入事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2条 組合員の監理

監理団体である当協会は、法令に定めるところにより、会員である団体監理型実習実施者を監理する。

第3条 送出し機関の選定

当協会は、外国人技能実習生共同受入事業に係る送出し機関について総会で定める。

第4条 団体監理型実習実施者の選定等

- 1 この事業において、当協会は、その会員が出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令等に規定する団体監理型実習実施者としての条件を満たしたときは、その団体監理型実習実施者は技能実習生の受け入れを可能とする。
- 2 既に技能実習生を受け入れている団体監理型実習実施者が前項に規定する実習実施機関としての条件を満たさなくなったときは、当協会は速やかに技能実習生の意向を確認し、技能実習生が技能実習の継続を希望している場合は、その旨を当協会の主たる事務所を管轄する地方入国管理局に申し出るとともに、関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな団体監理型実習実施者を探さなければならない。

第5条 求人

- 1 当協会は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものの限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。
- 2 会員は、技能実習生の受け入れを希望するときは、当協会所定の技能実習生受入申込書に必要な書類を添えて、当協会に申し込まなければならない。

- 3 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の申込書により申し込む。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えない。
- 4 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示する。
- 5 前項の技能実習生受入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

第6条 求職

- 1 当協会は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求人票により申し込む。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えない。

第7条 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話する。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話する。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行う。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行う。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとる。
- 6 当協会は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行

われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をしない。

- 7 就職が決定しましたら求人された方から感鋭匙（職業職会費）を、別表の管理費表に基づき申し受けます。

第8条 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行う。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。
- 3 第一号団体監理型技能実習にあたっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。
- 4 当協会は、前項の調査等により団体監理型実習実施者の行う技能実習が法令に違反し、又は技能実習計画書と異なることが明らかになったときには、団体監理型実習実施者に対し、当該法令及び技能実習計画書に従って技能実習を実施するよう改善を命ずる。
- 5 当協会は、団体監理型実習実施者が同条第3項の命令に従わないとき、又は前項にあたる事実があるとき、当該団体監理型実習実施者の技能実習を終了させ、また、技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行い、新たな実習実施機関を探すものとする。また、そのために要した費用は当該団体監理型実習実施者が負担する。
- 6 当協会は、同条3項の報告を受けたとき、同条1項の規定により監査を行ったとき、同条2項の規定により改善を命じたとき、前条5項に規定する事態となったとき、その他必要があると認めるときは、速やかに地方入国管理局に報告しなければならない。
- 7 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしない。
- 8 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
- 9 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。

- 10 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしない。
- 11 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じる。
- 12 当協会内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本規定をインターネットにより公表する。
- 13 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

第10条 技能実習生の監理

- 1 当協会は 団体監理型実習実施者に対し、技能実習を行うため、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じた技能実習施設を確保することを指導する。
- 2 当協会は 団体監理型実習実施者に対し、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、技能実習生に貸与するよう指導する。
- 3 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。また、当協会は、入国後講習の期間中において、技能実習生に対し、講習手当等を支給する。

第11条 監理責任者

- 1 当協会の監理責任者は、岩田 理恵とする。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第12条 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。
- 2 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。
その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体

が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えない額とする。

- 3 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

第13条 関係法令の遵守

当協会及び団体監理型実習実施者は、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、監理団体及として責任をもって技能実習の適正な実施に努めなければならない。

第14条 その他

- 1 この規約に定めのない事項であって、緊急かつ必要な事項は理事会で決定する。
- 2 当協会は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応する。
- 3 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体管理型技能実習生等の両方から当協会に対して、その報告をする。又、技能実習に関する職業紹介をされたにも関わらず、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告する。
- 4 当協会は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱う。
- 5 当協会は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。
- 6 当協会の取扱職種の範囲等は、別表参考様式第2－16号に記載の通りとする。
- 7 本協会の業務の運営に関する規定は、以上の通りだが、当協会の業務は全て技能実習関係法令に基づいて運営するので、不審な点は当協会担当職員に詳しくお訪ねください。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

令和 6 年 10 月 1 日 一部改訂

北海道札幌市中央区北 5 条西 5 丁目 7 番地
職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会
会 長 佐藤 良雄

監理費表（実習生の監理費を全て同じとする場合）

監理団体名：職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会
所 在 地：北海道札幌市中央区北 5 条西 5 丁目 7 番 SAPPOR055
責任者 役職・氏名 岩田 理恵

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習生1人当たり)	備考
職 業 紹 介 費 (※)	人件費	募集及び選抜に要する人件費	5 4 0 , 0 0 0 円	1 8 , 0 0 0 円	人件費に係る費用配賦表による。
	交通費	募集及び選抜に要する交通費	9 2 7 , 0 0 0 円	3 0 , 9 0 0 円	年間交通費÷技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	送出機関との連絡・協議に要する費用	3 6 , 0 0 0 円	1 , 2 0 0 円	年間費用÷技能実習生数
		外国の送出機関へ支払う費用	1 , 8 0 0 , 0 0 0 円	6 0 , 0 0 0 円	協定書参照
	その他	その他（実習実施者との連絡・協議に要する費用）	5 1 , 0 0 0 円	1 , 7 0 0 円	訪問交通費
	小計		3 , 3 5 4 , 0 0 0 円	1 1 1 , 8 0 0	
講習費（※）	施設使用料	施設使用料	1 , 8 5 7 , 0 0 0 円	6 1 , 9 0 0 円	施設使用料÷受講者数
	講師及び通訳への謝金	講師謝金	1 , 5 5 4 , 0 0 0 円	5 1 , 8 0 0 円	講師謝金÷受講者数
		通訳謝金	1 6 2 , 0 0 0 円	5 , 4 0 0 円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	教材費	2 5 8 , 0 0 0 円	8 , 6 0 0 円	実費
	技能実習生に支給する手当	講習手当	1 , 8 0 0 , 0 0 0 円	6 0 , 0 0 0 円	協定書参照
	その他	その他（防災体験学習施設移動交通費）	4 5 , 0 0 0 円	1 , 5 0 0 円	
	小計		5 , 6 7 6 , 0 0 0 円	1 8 9 , 2 0 0 円	
監査指導費	人件費	監査に要する人件費	5 , 4 0 0 , 0 0 0 円	1 8 0 , 0 0 0 円	人件費に係る費用配賦表による。
	交通費	監査に要する交通費	2 , 0 9 7 , 0 0 0 円	6 9 , 9 0 0 円	年間交通費÷技能実習生数
	その他	その他（講習受講、新聞図書費）	5 7 , 0 0 0 円	1 , 9 0 0 円	
	小計		7 , 5 5 4 , 0 0 0 円	2 5 1 , 8 0 0 円	
その他諸経費	（ ）	技能実習生渡航に要する費用	0 円	0 円	実費
	（設備費）	相談・支援に要する費用	7 2 , 0 0 0 円	2 , 4 0 0 円	実費（通信機器、施設設備）
	（監理責任者等人件費 ）	人件費・事務諸経費	1 , 8 5 4 , 0 0 0 円	6 1 , 8 0 0 円	人件費等に係る費用配賦表による。
	（事務所施設 ）	その他（施設使用料）	1 , 0 5 0 , 0 0 0 円	3 5 , 0 0 0 円	施設使用料÷受講者数
	小計		2 , 9 7 6 , 0 0 0 円	9 9 , 2 0 0 円	
合 計			<u>1 9 , 5 6 0 , 0 0 0 円</u>	<u>6 5 2 , 0 0 0 円</u>	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。
※技能実習生 1 人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあっせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。